

別表1 新築住宅及び賃貸住宅（手数料規程第3条第1項関係）

検査種別			手数料（円、税込み）		
			BELS 評価書等 <sup>※7</sup> 無	BELS 評価書等 <sup>※7</sup> 有	
新築住宅 <sup>※5</sup> ※6	一戸建て等	設計検査 （一戸毎）	単独申請	25,000	10,000
			併願申請 <sup>※1</sup>	20,000	5,000
		中間現場検査 （一戸毎）	単独申請	15,000	
			併願申請 <sup>※1</sup>	10,000	
		竣工現場検査 （一戸毎）	単独申請	15,000	
			併願申請 <sup>※1</sup>	10,000	
	竣工済特例 （一戸毎）	単独申請	40,000	25,000	
		併願申請 A <sup>※1</sup> （設計：併願、竣工：併願）	30,000	15,000	
		併願申請 B <sup>※1</sup> （設計：併願、竣工：単独）	35,000	20,000	
	共同建て	設計検査 （一戸毎）	50戸未満	50,000	
50戸以上			100,000		
竣工現場検査 （一戸毎）		一般申請 <sup>※2</sup>	20,000 + 2,000 × 戸数		
		登録マンション <sup>※3</sup>	20,000 + 600 × 戸数		
賃貸住宅 <sup>※9</sup>	設計検査 <sup>※4</sup>	単独申請	50,000		
	竣工現場検査 <sup>※4</sup>	単独申請	20,000 + 2,000 × 戸数		

※1 併願申請とは下記の申請をいう。

設計検査：設計検査申請までに、当機構に確認申請を行っているもの。

中間現場検査：中間現場検査申請までに、当機構に建築基準法に基づく中間検査申請、又は瑕疵担保保険の適用申請を行っているもの。

竣工現場検査：竣工現場検査申請までに、当機構に建築基準法に基づく完了検査申請を行っているもの。

竣工済特例（併願申請A）：設計検査及び竣工現場検査が併願申請であるもの。

竣工済特例（併願申請B）：設計検査が併願申請であり、竣工現場検査が単独申請であるもの。

※2 適合証明が必要な住戸のみの申請をいう。

※3 フラット35登録マンションで、団地単位の申請をいう。

※4 一次エネルギー消費量等級の審査及び検査を行う場合は、一住戸につき1,100円を加算する。

※5 フラット35Sの適用を受ける場合は、別表3に定める手数料を加算する。

※6 上記のほか、次の場合には別途手数料を加算する。

- ・他社で設計検査を行い中間又は竣工現場検査のみを申請される場合は、設計検査手数料。
- ・現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、1回につき別表1の手数料。

※7 BELS 評価書など、(独)住宅金融支援機構が定めるもので、書類によりフラット35（断熱構造等）の基準への適合を確認できるものをいう。

別表3 フラット35S 申請加算額（手数料規程第3条第3項関係）

1 一戸建て等<sup>※2※3</sup>

手数料（円、税込み）

検査種別	金利 A プラン、金利 B プラン <sup>※1</sup>				ZEH <small>※フラット35の基礎基準 (断熱構造等)と併せて確認 できる場合は加算なし</small>
	耐震性 <sup>※</sup>	省エネルギー性 <small>※フラット35の基礎基準 (断熱構造等)と併せて確認 できる場合は加算なし</small>	耐久・可変性	バリアフリー 性	
設計検査	20,000	10,000	5,000	5,000	— <sup>※7</sup>
中間現場検査	—	—	—	—	—
竣工現場検査	—	5,000	—	—	5,000

2 共同建て及び賃貸住宅<sup>※2※3※8</sup>

手数料（円 税込み）

検査種別	省エネルギー性 <sup>※1※5</sup>		バリアフリー性／耐久性・可変性	
	基本料金	戸数割増	基本料金	戸数割増
	設計検査 <sup>※1</sup>	80,000	3,000×戸数	5,000

※1 BELS 評価書等によりフラット35S (A-B プラン)の基準に適合することが判定できる設計検査申請については、上表の額は加算しない。

※2 複数の性能を選択する場合の加算額は、上表各々の性能の列の額を合計した額とする。

※3 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により長期優良住宅建築等計画について認定の通知を受けた住宅など(独)住宅金融支援機構が定める書類を確認することによってフラット35Sの適用を受ける場合は上表の額は加算しない。

※4 共同住宅の竣工検査の加算額について(個別方式の場合)

建築物毎で2回目以降の竣工現場検査の加算額は、上表の戸数割増料金のみとする。

※5 一次エネルギー消費量等級の審査及び検査を行う場合は、一住戸につき1,000円を加算する。

※6 免震住宅、耐震性については別途見積とする。

※7 S (ZEH) の申請には、原則としてBELS 評価書を竣工現場検査申請時までに提出する必要があります。ただし、ZEH-Oriented を利用する場合は、BELS 評価書によらず設計内容説明書・計算書等により基準の確認を行うことが可能ですが、この場合、設計検査手数料に15,000円が加算されます。

※8 共同建てのフラット35S (ZEH) における加算額については別途見積とする。

別表4 検査に係る交通費（手数料規程第5条関係）

離島は、交通費等（実費）が必要となります。また、離島を除く下記の地域については、下表に定める交通費が必要となります。

建築場所	交通費（円）
いちき串木野市、薩摩川内市、始良市、霧島市、南さつま市、南九州市、指宿市、枕崎市	2,000
阿久根市、出水市、伊佐市、さつま町、湧水町、長島町、桜島町	3,000
垂水市、鹿屋市、志布志市、曾於市、大崎町、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町	4,000